紀の川市要介護認定業務
公募型プロポーザル実施要領

和歌山県　紀の川市

福祉部　高齢介護課

1　業務の目的

介護保険法第27条（平成9年法律第123号）等に規定されている要介護認定業務について、被保険者からの認定申請受付から認定調査及び主治医意見書の依頼・回収、介護認定審査会による審査判定、認定結果の通知などの業務を委託し、民間異業者のノウハウを活用し、効率的な事業運営及び継続的・安定的な事業運営を図ることにより市民サービスの更なる向上に資することを目的とする。

2　委託業務名

紀の川市要介護認定業務

3　業務概要

別紙「紀の川市要介護認定業務仕様書」のとおりとする。

4　委託期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで（３年間）

5　契約上限金額

総額４７，３２２千円（消費税及び地方消費税の額を含む）以内とする。

【内訳】

令和　８年度：　　０円
令和　９年度：１５，７７４，０００円
令和１０年度：１５，７７４，０００円
令和１１年度：１５，７７４，０００円

6　本契約に係る契約候補者の選定方法

本契約は、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）とする。

7　参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件のいずれにも該当する者とする。なお、単体事業者とし、複数の企業による共同参加は認めない。

① 紀の川市入札等参加資格者名簿「物品・その他製造等」に登録があること。ただし登録がない者については次に掲げる書類（ア～カ）を提出し、参加要件を満たしていると判断された場合、参加することができる。

ア 履歴事項全部証明書の写し（発行後３月以内のもの）
イ 印鑑証明書（発行後３月以内のもの）
ウ 使用印鑑届
エ 委任状（支店・営業所等に当該業務に関する行為を委任する場合に限る。）
オ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）※申請日時点で作成済の直前２ヶ年度分
カ 直近年度の消費税及び地方消費税並びに法人税に未納がないことを証明する書類（納税地を所管する税務署が発行する納税証明書の様式その３の3）

② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
③ 参加申込書の提出期限の日から優先交渉権者の特定の日まで、紀の川市建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱（平成 19 年紀の川市告示第 21 号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
④ 紀の川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 23 年紀の川市条例第 11 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。
⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続の開始が決定されている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続の開始が決定されている者を除く。）でないこと。
⑥ 国税及び地方税（市内に本社・本店又は本社・本店より入札及び契約に関する委任を受けた支店・営業所がある場合）に滞納がないこと（徴収猶予の扱いを受けている者を除く。）
⑦ 本市と同規模（人口６万人程度）以上の地方自治体において、過去５年以内（令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで）に、１件以上の同種又は類似の実績を有し、かつ当該業務委託の目的達成に必要な配置ができる者であること。
⑧ プライバシーマーク、ＩＳＯ２７００１及びＩＳＯ９００１の認証を取得している者であること。

8　選定スケジュール

項目	日程等
公告（市ウェブサイトに掲載）	令和８年１１月２４日（火）
質問受付	令和８年１１月２４日（火）から 令和８年１２月１１日（金）正午まで
質問回答	令和８年１２月１７日（木）（予定）
参加申込書の提出期間	令和８年１１月２４日（火）から 令和８年１２月２４日（木）午後５時まで （郵送の場合は必着）
参加資格審査結果通知	令和８年１２月２５日（金）
業務提案書等の提出期間	令和９年１月４日（月）から 令和９年１月１５日（金）午後５時まで （郵送の場合は必着）
一次審査（書類審査）	令和９年１月１８日（月）（予定） 応募事業者が４者以上あった場合のみ実施する。
一次選考結果通知及び二次選考実施案内	令和９年１月１９日（火）（予定）
二次審査（プレゼンテーション）	令和９年１月２６日（火）（予定）
二次審査結果通知	令和９年２月１日（月）（予定）

9　実施要領及び仕様書等の交付方法

紀の川市公式ホームページからダウンロードすること。（https://www.city.kinokawa.lg.jp）

１０　事務局

担当部署名：紀の川市福祉部高齢介護課
住所：〒649-6492　和歌山県紀の川市西大井３３８番地
電話：0736-77-0980　　ＦＡＸ：0736-79-3926
メールアドレス：k070600-001@city.kinokawa.lg.jp

１１　参加申込書の提出方法

上記「７　参加資格要件」を満たし、本プロポーザルに参加申込する場合は、 以下の方法により参加申込書類を提出すること。提出期限までに提出がない者からの提案は受け付けないものとする。

（１）提出方法

事務局に直接持参、又は郵送で提出すること。
(郵送による場合は、配達の記録が確認できるもので提出し、提出期限までに必着のこと。)

（２）提出書類

紀の川市入札等参加資格者名簿で「物品・その他製造等」に登録されている者は、提出書類⑥から⑪を省略できる。

① 参加申込書（様式第１号）
② 会社概要調書（様式第２号）
③ 業務実績調書（様式第３号）
④ その他会社概要の分かる資料（パンフレットなど任意）
⑤ プライバシーマーク、ＩＳＯ２７００１及びＩＳＯ９００１の認証取得を証する書類の写し
⑥ 履歴事項全部証明書の写し（発行後３月以内のもの）
⑦ 印鑑証明書（発行後３月以内のもの）
⑧ 使用印鑑届（様式第４号）
⑨ 委任状（様式第５号）（支店・営業所等に当該業務に関する行為を委任する場合に限る。）
⑩ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）※申請日時点で作成済の直前２ヶ年度分
⑪ 直近年度の消費税及び地方消費税並びに法人税に未納がないことを証明する書類（納税地を所管する税務署が発行する納税証明書の様式その３の3)

（３）提出部数

正本１部、副本１部の合計２部提出すること。

（４）提出期間

令和８年１１月２４日（火）から
令和８年１２月２４日（木）午後５時まで【必着】

（５）参加資格の確認及び参加資格審査結果通知

上記（２）に掲げる書類を基に審査を行う。審査の結果については令和８年１２月２５日（金）までに参加申込書に記載された担当者宛に郵送と併せて電子メールで通知する。

（6）参加を辞退する場合

参加申込書等の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに参加辞退届（様式第８号）を事務局まで持参、又は郵送で提出すること。

（郵送による場合は、配達の記録が確認できるもので提出する。）

１２　質疑及び回答

（1）質問方法

① 質疑書（様式第６号）に質問事項を記載の上、事務局に提出すること。

② 提出は電子メールによるものとし、電話やファックスによる質問は受け付けない。
電子メールの件名には「紀の川市要介護認定業務に関する質問〇〇〇貴社名」と入力し、送信すること。

③ 質問は業務提案書の作成・提出に必要な事項及び業務実施に係る事項とし、評価・審査に係る質問は受け付けない。

④ 質疑書送信後の到達確認連絡を必ず電話にて行うこと。

（2）受付期間

令和８年１１月２４日（火）から
令和８年１２月１１日（金）正午まで

（3）回答方法

令和８年１２月１７日（木）午後５時頃を目途に、質問者の事業者名等を伏せた形で紀の川市公式ホームページで公表する。また、質問のあった者にも電子メールで回答する。

１３　業務提案書等の提出

参加資格を有する事業者は、以下の方法により業務提案書等を提出すること。なお、提案は１者につき１提案とし、提出期限以降の業務提案書等の再提出及び差し替え等は認めない。また、審査終了後についても 提出書類の返却は行わないものとする。

（1）提出方法

事務局に直接持参、又は郵送で提出すること。

（郵送による場合は、配達の記録が確認できるもので提出し、提出期限までに必着のこと。）

（2）提出書類

① 業務提案書等提出届（様式第７号）

② 業務提案書（任意様式）

③ 見積書及び見積書内訳書（Ａ４判　任意様式）
見積書の様式は任意であるが、企画提案者の商号又は名称及び代表者職氏名の記名押印し、消費税及び地方消費税を含むこと。

（3）業務提案書（任意様式）

業務提案書は、次の事項について仕様書を熟読作成の上、提案すること。

① 本市と同規模（人口６万人程度）以上の地方自治体において、過去５年間（令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで）に同種・類似業務の受託実績。
② 業務受託に対する基本的な考え方や基本方針。
③ 総括責任者の実務経験について。
④ 安定的な職員配置についての取組。
⑤ 優れた職員を確保するための取組。
⑥ 職員の教育や研修について。
⑦ 市に対する定期報告に関する内容や報告方法などについて。
⑧ 業務運営における正確性、公平・公正性の確保について。
⑨ 市民サービス向上についての取組。
⑩ スケジュール及び進捗管理について。
⑪ 業務マニュアルの作成方法について。
⑫ 苦情及びトラブル対応について基本的な考え方及び対応策。
⑬ 個人情報保護に対する措置内容・危機管理対策についての取組。
⑭ コンプライアンスに関する教育・研修の取組。
⑮ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の取扱い及び情報漏洩を防止するための措置や対応。

（４）提出部数

正本１部、副本９部

正本は業務提案書等提出届、業務提案書及び提案見積書をまとめて製本すること。副本は業務提案書のみ別として提出すること。

（５）提出期間

令和９年１月４日（月）から

令和９年１月１５日（金）午後５時まで【必着】

（６）書類作成上の留意事項

① 業務提案書の用紙サイズはＡ４判、フォント 11 ポイント以上であること。
② 片面・両面どちらでも可とする。
③ 評価の公平性を保つため、業務提案書には社名やロゴマーク等の会社を特定できるものは使用しないこと。

１４　業務提案書審査及び評価

審査、評価及び最も優れた業務提案書の特定は、「紀の川市要介護認定業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下審査会という）において行う。

（１）第一次審査（書類審査）

参加資格要件を満たすと認めた者が４者以上あった場合のみ実施する。

① 審査会において、会社概要調書（様式第２号）、業務実績調書（様式第３号）、見積書等を基に業務実績等評価点及び価格評価点を算出し、合計点上位３者を選定する。ただし、評価項目により算出した点数が、同点の場合に限り、３者を超えて選定できるものとする。

② 審査結果は、令和９年１月１９日（火）頃を目途に担当者宛に郵送と併せて電子メールで通知する。

（２）第二次審査（プレゼンテーション審査）

審査会において、別に示す評価基準に基づく採点結果により評価を行い、各審査員の採点結果を合計した点数の最も高い提案事業者を第１位の優先交渉権者とする。総合点数が同点の者が２者以上あるときは、見積価格が低い者から順次上位の順位をつける。本プロポーザルでの内容や見積額等が最終決定でないため、契約締結前の協議において両者が合意に至らなかった場合には次点の者と契約締結前協議に入ることとする。また、全審査員の合計点数（５００点）の６割である３００点を最低基準点とする。提案事業者が１事業者の場合であっても第二次審査会を実施し、審査基準の合計点が、最低基準以上であれば、当該提案者を優先交渉権者として選定する。なお、第二次審査会は、非公開とする。

① 実施日時

令和９年１月２６日（火）

② 実施場所

和歌山県紀の川市西大井 338 番地　紀の川市役所

(時間等詳細については、別途通知する。)

③ 審査方法

ア プレゼンテーション審査の出席者は４名以内とし、業務担当予定責任者（最低１名）の出席を求める。なお、当日受付にて出席者全員の身元確認を行うため、本人確認ができる身分証明書等を携帯すること。

イ プレゼンテーションでは、本市に提出された業務提案書を使用しての説明（20 分以内）と質疑応答（10 分程度）を行う。業務提案書の差し替えや資料の追加は認めない。

ウ パワーポイントでの説明は可能とするが、表示内容は、業務提案書の抜粋とする。スクリーン、プロジェクター及び RGB ケーブルは本市で準備するが、パソコン等の必要な機器は持参すること。また、パワーポイント等を使用する場合は、業務提案書提出時に事務局へ申し出ること。

エ プレゼンテーション及び質疑の内容は、業務提案書に記載がない場合でも提案内容に含まれるものとする。

オ 本市はプレゼンテーションの内容を録音することができる。

カ プレゼンテーションを欠席した場合や指定の時間に遅れた場合は提案を辞退したものとする。

キ プレゼンテーションに係る経費は、参加者が負担するものとする。

ク プレゼンテーションの提案順序は、業務提案書提出順とする。

④ 評価項目

評価項目は、別紙「紀の川市要介護認定業務評価基準表」に掲げるとおりとする。

⑤ その他

自然災害等によりプレゼンテーションを実施することが困難と判断した場合延期する。

（予測できる場合は、開催前日までに連絡する。）

１５　選定後の手続き

（１）審査結果の通知

審査結果については、令和９年２月１日（月）頃を目途に各提案者に対して、書面にて通知するとともに、本プロポーザルへの参加事業者数と優先交渉権者の商号又は名称及び採点結果を紀の川市ホームページで公表する。なお、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

（２）契約に関する事項

優先交渉権者と本市が当該業務について協議を行い、提案内容を反映した仕様書を作成し、あらためて見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

（３）以下のいずれかに該当し、優先交渉権者と契約が締結できない場合には、次点者と契約交渉を行う。

① 優先交渉権者が審査後に参加資格の要件を満たすことができなくなったとき。
② 優先交渉権者と契約交渉が成立しないとき。
③ 優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。
④ その他の理由により優先交渉権者と契約の締結が不可能になったとき。

１６　失格事項

以下の場合は失格とする。

（１）提出された書面に虚偽の記載があった場合。
（２）不正又は公平さを欠く行為等があった場合。
（３）参加資格の要件を満たしていない又は、満たすことが出来なくなった場合。
（４）見積額が契約上限金額の総額を超える場合。

１７　その他の留意事項

（１）公募参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。
（２）市はプロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された業務提案書の全部又は一部の複製をすることができる。
（３）提出された業務提案書等は、業務提案書等の特定以外に提出者に無断で使用しない。

なお、情報公開に関しては、紀の川市の「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」の規定により行う。

（４）プロポーザル審査の過程については一切公表しない。